諮問日:平成30年7月5日(平成30年度(最情)諮問第22号)

答申日:平成30年12月21日(平成30年度(最情)答申第53号)

件 名:期日に出席していない裁判所書記官が弁論準備手続調書を作成することが

できる場合が分かる文書の不開示判断 (不存在) に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「民事裁判の弁論準備手続期日につき、どのような場合に、期日に出席していない裁判所書記官が期日調書を作成できることになっているかが分かる文書」 (以下「本件開示申出文書」という。)の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断(以下「原判断」という。)は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱(以下「取扱要綱」という。)記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年6月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

民事裁判の弁論準備手続期日について,期日に出席していない裁判所書記官 が期日調書を作成することは,実務上行われているから,本件開示申出文書は 存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

最高裁判所において探索したところ、本件開示申出文書は存在しなかった。 裁判所書記官は、弁論準備手続期日が開かれた以上、弁論準備手続調書を作成しなければならない(民事訴訟規則88条4項、民事訴訟法160条1項) が、弁論準備手続調書は、弁論準備手続期日で行われる争点及び証拠の整理の 中心的な成果を記録するものと解されるところ,具体的にこれをどのように記録するかは,争点及び証拠の有効な整理という観点から,手続を進行する裁判官が進行状況に応じて判断するものである。したがって,裁判所書記官の臨席の要否も当該裁判官の判断によることとなり,この判断は司法行政文書により明らかにされる性質のものではない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年7月5日 諮問の受理

② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を収受

③ 同年9月21日 審議

④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長は、探索の結果、本件開示申出文書に該当する文書は存在せず、また、裁判所書記官の臨席の要否は裁判官の判断によるものであり、この判断は司法行政文書により明らかにされる性質のものではないと説明する。本件開示申出の内容に照らして、このような説明の内容は不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認め られる。

2 以上のとおりであるから、原判断については、最高裁判所において本件開示 申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開 · 個人情報保護審査委員会

委員長 髙 橋 滋

 委員
 久保

 家員
 門口正人